

有機溶剤健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
有機溶剤	■「有機溶剤業務」 酢酸メチル、キシレン、エチルアルコール等の製造・取扱い等の業務 (有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に定義される業務)	1001	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務	01
		1002	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務	02
		1003	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務	03
		1004	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務	04
		1005	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務	05
		1006	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務	06
		1007	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務	07
		1008	有機溶剤等を用いて行う洗浄(12に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務	08
		1009	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)	09
		1010	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務	10
		1011	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務	11
		1012	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務	12

特定化学物質健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
特定化学物質①	■特定化学物質を製造又は取り扱う業務」 アクリロニトル、塩素、硫化水素等の製造・取扱い等の業務(特定化学物質等障害防止規則第2条に定義される物質を製造し又は取り扱う業務)	8001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	001
		8002	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	002
		8003	4-アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のため製造し、又は使用する業務	003
		8004	4-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のため製造し、又は使用する業務	004
		8005	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	005
		8006	ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	006
		8007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	007
		8101	ジクロルベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	101
		8102	アルファ-ナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	102
		8103	塩素化ビフェニル(別名PCB)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	103
		8104	オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	104
		8105	ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	105
		8106	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)を製造し、又は取り扱う業務	106
		8107	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	107

特定化学物質健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
特定化学物質 ②	■特定化学物質を製造又は取り扱う業務」 アクリロニトル、塩素、硫化水素等の製造・取扱い等の業務(特定化学物質等障害防止規則第2条に定義される物質を製造し又は取り扱う業務)	8201	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	201
		8202	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	202
		8203	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	203
		8205	エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	205
		8206	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	206
		8207	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	207
		8208	オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	208
		8209	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	209
		8210	カドミウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	210
		8211	クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	211
		8212	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	212
		8213	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	213
		8214	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	214
8216	シアン化カリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	216		
8217	シアン化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	217		

特定化学物質健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
特定化学物質 ③	■特定化学物質を製造又は取り扱う業務」 アクリロニトル、塩素、硫化水素等の製造・取扱い等の業務(特定化学物質等障害防止規則第2条に定義される物質を製造し又は取り扱う業務)	8218	シアン化ナトリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	218
		8219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	219
		8220	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	220
		8221	重クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	221
		8222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	222
		8223	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	223
		8224	ニッケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	224
		8225	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	225
		8226	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	226
		8227	パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	227
		8228	ふっ化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	228
		8229	ベータープロピオラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	229
		8230	ベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	230
		8231	ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	231
8232	マゼンタ(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	232		

特定化学物質健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
特定化学物質 ④	■特定化学物質を製造又は取り扱う業務」 アクリロニトリル、塩素、硫化水素等の製造・取扱い等の業務(特定化学物質等障害防止規則第2条に定義される物質を製造し又は取り扱う業務)	8233	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	233
		8234	沃化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	234
		8235	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	235
		8236	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	236
		8237	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	237
		8238	砒ひ素及びその化合物(アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	238
		8239	酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	239
		8240	1・1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	240
		8241	インジウム化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	241
		8242	エチルベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	242
		8243	コバルト又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	243
		8244	1・2-ジクロロプロパン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	244
		8245	クロロホルム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	245
		8246	四塩化炭素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	246
8247	1・4-ジオキサン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	247		

特定化学物質健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
特定化学物質 ⑤	■特定化学物質を製造又は取り扱う業務」 アクリロニトル、塩素、硫化水素等の製造・取扱い等の業務(特定化学物質等障害防止規則第2条に定義される物質を製造し又は取り扱う業務)	8248	1・2-ジクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	248
		8249	ジクロロメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	249
		8250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	250
		8251	スチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	251
		8252	1・1・2・2-テトラクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	252
		8253	テトラクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	253
		8254	トリクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	254
		8255	メチルイソブチルケトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	255
		8256	ナフタレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	256
		8257	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	257
		8258	オルト-トルイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	258
8259	三酸化ニアンチモン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	259		

鉛健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
鉛 ①	■【鉛業務】 はんだ付けの業務、鉛及びその合金や化合物等の製造・取扱い等の業務(鉛中毒予防規則第1条第1項第5号に定義される業務)	2001	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。コード02から07まで、12及び16において同じ。)	01
		2002	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務	02
		2003	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	03
		2004	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務	04
		2005	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務	05
		2006	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	06
		2007	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)	07
		2008	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務	08
		2009	鉛装置の内部における業務	09
		2010	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(コード09に掲げる業務を除く。)	10
		2011	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務	11
		2012	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務	12

鉛健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
鉛 ②	■【鉛業務】 はんだ付けの業務、鉛及びその合金や化合物等の製造・取扱い等の業務(鉛中毒予防規則第1条第1項第5号に定義される業務)	2013	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行う業務を除く。コード14から16までにおいて同じ。)	13
		2014	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行つた物の焼成の業務	14
		2015	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行つた物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)	15
		2016	溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務	16
		2017	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務	17
		2018	正式コード01(入力コード2001)から08(2008)まで又は10(2010)から17(2017)までに掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務	18

電離放射線健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
電 離 放 射 線	■「電離放射線業務」 安衛令別票第2	3010	医療用のエックス線装置	10
		3011	工業用等のエックス線装置で撮影のもの	11
		3012	工業用等のエックス線装置で透視用のもの	12
		3013	工業用等のエックス線装置で分析用のもの	13
		3014	工業用等のエックス線装置でその他のもの	14
		3015	荷電装置で加速する装置	15
		3016	製造工程中のエックス線管	16
		3017	製造工程中のケトロン	17
		3018	医療用のガンマ線照射装置	18
		3019	工業用のガンマ線照射装置	19
		3020	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器	20
		3021	放射性物質	21
		3022	原子炉	22
	3023	坑内におけるラドンガス	23	
	■【除染電離放射線業務】	3201	土壌等の除染等	1
		3202	除去土壌の収集、運搬又は保管	2
		3203	汚染廃棄物の収集、運搬又は保管	3
		3204	特定汚染土壌等	4

じん肺健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
じん肺 ①	■「粉じん作業」 じん肺則第2条、別表1	4010	土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 (1)坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業 (2)屋外の、鉱物等の動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	010
		4012	ずい道等(ずい道及びたて抗以外の抗(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業	012
		4020	鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業。(次号、第3号の2、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。)	020
		4030	坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 (1)湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 (2)水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業 (3)設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業	030
		4032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業。	032
		4040	坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。	040
		4050	坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業。	050
		4052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業。	052
		4053	坑内であって、第1号から第3号の2まで又は前2号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業。	053
		4060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業。(第13号に掲げる作業を除く。)ただし、次に掲げる作業を除く。 (1)火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 (2)設備における注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業	060
		4070	研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業。(前号に掲げる作業を除く。)ただし、設備による注水又は注油をしながら、研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。	070

じん肺健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
じん肺②	■「粉じん作業」 じん肺則第2条、別表1	4080	<p>鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。)ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>(1)水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業 (2)設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業 (3)屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し又は粉碎する場所における作業</p>	080
		4090	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業。(第3号、第3号の2、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。)	090
		4100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業。	100
		4110	粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業。(次号から第14号に掲げる作業を除く。)	110
		4120	ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。	120
		4130	<p>陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>(1)陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 (2)水の中で原料を混合する場所における作業</p>	130
		4140	炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。	140
		4150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業。(第7号に掲げる作業を除く。)ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。	150

じん肺健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
じん肺 ③	■「粉じん作業」 じん肺則第2条、別表1	4160	鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業。	160
		4170	金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。	170
		4180	粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業。	180
		4190	耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業。	190
		4201	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。	201
		4202	金属をアーク溶接する作業。	202
		4210	金属を溶射する場所における作業。	210
		4220	染土の付着した藎(い)草を庫(くら)入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業。	220
		4230	長大ずい道(著しく長いずい道であって、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業。くは包装する場所における作業。	230
4240	石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業	240		

石綿健康診断 業務名一覧

種別	特殊健診項目および法規	入力コード (予約コード)	業務名	正式コード (結果コード)
石綿	【石綿】 業務内容	7101	アモサイト(これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	01
		7102	クロシドライト(これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	02
		7110	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)(これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	10
		7120	石綿(これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(コード01、02及び10に掲げる業務を除く。)	20